

災害時対策マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、火災、風水害、地震、その他天災において、に対する防災対策及び災害時において必要な基本的事項を定めることによって自然災害から児童及びスタッフの生命及び安全の確保を図ることを目的とする。

2. 事業所の役割

事業所は、事故情報や避難に関する情報を早期かつ正確に入手し、児童の安全確保、保護者への引渡し等を実施する。管理者は、本マニュアルに基づきスタッフを指揮し、業務を行なうこと。

3. 平常時における対策

(1) 利用者数、スタッフ人数の確認

連絡係(育成支援担当)は、ご利用予定表、日次利用表を元に毎日、利用人数の把握を行う。

(2) 身の回りの防災

「身のまわりの防災チェックリスト」(別添1)にて日常点検を行う。

① 建物・ガラス戸・庭

- ・建物、塀、門扉など、災害のときに危険があるものは専門家による耐震・耐火診断を受ける。

(問題があれば対策を講じる。)

- ・ガラス戸には、飛散防止シートを貼るなどして、かけらでケガをしないようにしておく。
- ・台風が迫っている時には、建屋周りにふきとばされそうなものがないか。窓や雨樋は傷んでいないか確認する。

② 出入口・避難通路

- ・出入口や廊下の近くにものを置かない。避難するルートはすぐに使えるようにする。
- ・避難するルートにケガのもとになるような危険(床板が腐っている、釘が出ている、階段のすべり止めがないなど)がないか点検する。

③ 大型機器類

- ・ロッカー、本棚、くつ箱などは壁や床、天井面に金具などで固定し、転倒を防ぐ。
- ・テレビなどのオーディオ機器は転倒防止金具などで固定する。
- ・本棚の上など、高いところに物を置かない。

④ 調理室

- ・冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する。
- ・ガス栓、ガス管が壊れたり、老朽化したりしていないか確認する。
- ・電気コード、ガスホースなどは足に引っかからないように短くまとめる。
- ・ガスを使用しないときには、こまめに元栓を閉める。

⑤ 火元

- ・給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり、老朽化していないか確認する。
- ・電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化していないか確認する。
- ・コンセントの周囲にホコリをためないようにする。

⑥ 消火設備

- ・消火器は落下、転倒しない場所に置く。
- ・職員に消火器の設置場所と使用方法をくりかえし指導する。
- ・消火器の使用期限が切れていないか確認する。(定期的に検査を受ける)

防災関係機関一覧表

連絡先	電話番号	備考
霧島市子育て支援課	0995-64-0991	
霧島市消防局(隼人分遣所)	0995-42-2326	
霧島市警察署	0995-47-2110	
霧島市医師会医療センター	0995-42-1171	始良伊佐地区救急告示医療機関
霧島記念病院	0995-47-3100	始良伊佐地区救急告示医療機関
国分生協病院	0995-45-4806	始良伊佐地区救急告示医療機関
九州電力 霧島営業所	0120-986-803	

(3) 物品関係

月初めに、避難時における物品を点検しいつでも持ち出せる状態にしておく。

緊急連絡簿	保護者との連絡先について最新の情報を確認しておく。
救急用品①	絆創膏、綿ガーゼ、爪切り、とげ抜き、ピンセット、はさみ、アルコール除菌スプレー、ホイッスル、綿棒、伸縮包帯、サージカルテープ、体温計
救急用品②	マスク 1 箱、ガムテープ、軍手、ブルーシート、裁縫セット、使い捨て手袋
ポリタンク	
スピーカー(メガホン)	動作確認
懐中電灯・ラジオ	必要な乾電池の数の確認。動作確認。
携帯電話	モバイルバッテリー

(4) 避難場所・経路避難場所

1次避難場所：新川防災センター	なし
-----------------	----

2次避難場所：天降川小学校（体育館）	0995-47-0077
--------------------	--------------

1次避難場所とは・・・災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所（指定緊急避難場所）

2次避難所とは・・・避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった方が一時的に滞在する施設（指定避難所）（注）2次避難所については、大規模な災害が発生し、長期の避難が必要な場合や避難者が多数で1次避難場所では対応しきれない場合などに開設される。

① 避難経路

- ・災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路が使えなくなることも考えられるため、なるべく短時間で、安全にたどりつける避難経路を決めておく。
- ・避難場所、避難経路を自分たちで歩き、交通量や道幅、危険な場所を確認
- ・地域安全マップの作成（河川の氾濫、がけ崩れなど地理的な特徴による危険な場所をマップに記載することにより、危険な場所を把握しておく）
- ・防災訓練時に職員間で避難経路を共有
- ・外出活動の際に、避難訓練を兼ねて避難経路を歩く

(5) 保護者との連携

子どもを安全に保護者のもとに引き渡すためには、職員の努力だけでなく、保護者側の協力も必要なことから、保護者説明会などを通じて災害時の連絡手段等について伝える。

① 連絡手段の共有

災害時は連絡がなくなってしまうことも想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者へ知らせしておく。

② 引き渡しの記録

混乱した中では、いつ、どこで、だれがだれに、子どもを引き渡したかが不明確になりがちであり（親が子どもを迎えに来ることができない場合もある）、事後の確認や整理のため、引き渡しの記録を残す。

4. 災害時の対策

<台風・水害>

台風が発生したときには台風情報をつねにチェックし、接近や通過の可能性がある場合は、あらかじめしっかりと対策を立てておく。

(1)施設内にいた場合

- ①台風情報・天気予報をつねにチェックし、状況に応じて保護者に連絡をとり、安全なうちに引渡しを行う。（早めの判断を心がける。）
- ②強風で飛ばされそうなものは屋外に置いたままにせず、屋内に移動。
- ③停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオを準備。
- ④断水に備え、ポリタンクなどに飲料用の水を確保。
- ⑤浸水に備え、濡れて困るものは高い場所に移動。

(2) 避難勧告・指示が出た場合

①保護者に連絡をとり、避難先や引き渡しについて伝える。

②ブレーカーやガス、水道の元栓を閉める。

③玄関、掲示板に避難場所を掲示。

<落雷>

(1) 施設内にいた場合

①児童に室内にいれば安全なことを伝え、落ち着いて過ごすよう伝え、屋外に出ることがないようにする。

(2) 外出先にいた場合

①天気予報を確認し、雷が発生しそうな時は、早めに屋外活動を切り上げる。

②急な雷が発生した場合は、姿勢を低くして、安全な場所に退避する。

・落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱付近にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。

・周囲の木より高い木の幹の下で雨宿りすることも前項の理由による避けること

<地震>

(1) 施設内にいた場合

①子どもたちを、机が出してある時は机の下にもぐるよう指示、机のない場合は部屋の中央付近へ集め、頭を手で覆い、座って待機させる。一連絡担当

・避難誘導・救護係は、児童に安心できるような言葉をかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。

・避難誘導・救護係は、棚・窓ガラス・大型遊具、その他倒れやすいものなどから児童を遠ざける。

・霧島市防災無線、テレビやラジオ、インターネットにて避難に関する情報を入手する。

・施設に倒壊の恐れがある場合は、速やかに避難の準備を開始する。強い揺れの後には余震が来る可能性があるので、余震に警戒する。

②窓・扉を開けて出入口を確保 一宿題担当

③火を消し、ガスの元栓を閉める 一おやつ担当

④児童をグラウンド・駐車場へ誘導。座って待機させる。 一宿題担当

⑤取り残されていないか最後の見回り、人員確認 一連絡担当

⑥携帯電話持ち出し、保護者との連絡 一連絡担当

⑦非常用持ち出し袋のもちだし 一救護担当

⑧靴箱の確認、くつの取出し 一環境整備担当

⑨テレビやインターネットを用いて正確な情報をつかむ 一連絡担当

(2) 庭にいた場合

①庭の中央付近に子どもを集合させ待機。（頭を手で覆う、低い姿勢をとる）

・屋外では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。

- ・地面の亀裂・陥没・隆起に注意する。
 - ・プールでは、素早く水からあげ、できるだけ中央の安全な場所に集合させ、座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。
- ②人員を確認し、状況に応じて、より安全な避難場所へ誘導。

(3) 外出先にいた場合

①揺れを感じたらただちに児童を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まりを待つ。

- ・切れた電線には絶対触らないよう児童に注意する。
- ・ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
- ・海の場合は津波を想定して、速やかに高い場所に避難する。

②人員を確認し、責任者と連絡を取り、状況の報告。

③状況に応じて、より安全な場所へ子どもたちを誘導。

- ・事業所に連絡を入れ、必要な場合は応援を要請する。連絡がつかない場合は、必要があれば職員が応援を求めに行く。その他の職員は児童と共に近隣の安全な場所で待機する。

(4) 車内移動中の場合

- ①運転手は送迎道中、安全に車を停車できる場所があるか、把握・確認をしておく。
- ②運転中は速やかに停車し、安全な場所に移動してから、事業所と連絡をとり指示をうける。

<火災>

(1) 放課後児童クラブが火元の場合

- ①火災発見時、大きな声で周囲に知らせる。
- ②消火器による初期消火。(背丈よりも火が高く上がってしまったら初期消火をあきらめ、身の安全を優先する。)
- ③延焼を防ぐためにドアや窓はできるだけ閉める。
- ④消防署へ通報 一連絡担当
- ⑤子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導。一宿題担当
- ⑥ハンカチなどで鼻と口を押さえ、低い姿勢で移動しながら、子どもを静かに早足で避難させる。
- ⑦出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- ⑧安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、児童の引き渡しをする。(可能であれば、保護者連絡先の入力された携帯電話を持って避難する。)

(2) 周辺が火災の場合

- ①地域の連携先などと連絡をとりあって正確な情報をつかむ。②状況に応じて、子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導する。

5. 避難について

(1) 避難の判断について

災害が起きてもすぐに事業所を離れるのではなく、事業所や周囲に火災が発生したり、その恐れがある時や、被災が大きく危険であると判断した時に避難所等に避難する。

(2)避難場所について

事業所より避難の際は、行政が事前に指定する避難場所の状況を把握しながら避難する。

(3)避難経路について

日頃より経路を把握し、児童を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後に出来るだけ複数の職員を配置して移動する。

(4)避難時持ち出しについて避難する際は児童の安全確保を第一とするが、出席簿、非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。

(5)事業所を離れる際の注意

事業所を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず行き先がわかる様に門や建物などに掲示する。

6. 児童又は職員が負傷した場合

- ・応急処置は、日頃より事業所に備えてある救急薬品で手当とする。
- ・事業所での処置が難しい負傷者は近隣の病院で手当てを受ける。
- ・重傷者・重篤者が発生した場合は、速やかに救急車を呼ぶ。

別添1) 見の回りの防災チェックリスト

項目	ポイント	チェック
①建物・ガラス戸・庭	建物、塀、門扉、大型遊具など、災害のときに危険があるものは専門家による耐震・耐火診断を受ける（問題があれば対策を講じる）	
	ガラス戸には、飛散防止シートを貼るなどして、かけらでケガをしないようにしておく	
②出入口・避難通路	出入口や廊下の近くに物を置かずに、避難するルートはすぐに使えるようにする	
	避難するルートに、ケガのもとになるような危険（床板が腐っている、釘が出ている、階段のすべり止めがないなど）がないか点検する	
③大型器具類	ロッカー、本棚、くつ箱などは壁や床に固定し、転倒を防ぐ	
	テレビなどのオーディオ機器は転倒防止金具などで固定する	
	ピアノやエレクトーンなどはキャスター部分を固定する	
	本棚の上など、高いところに物を置かない	
④調理室	冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する	
	ガス栓、ガス管が壊れたり、老朽化したりしていないか確認する	
	電気コード、ガスホースなどは足に引っかからないように短くまとめる	
	ガスを使用しないときには、こまめに元栓を閉める	

⑤火元	ストーブの周辺に燃えやすいものを置かないようにする	
	給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する	
	電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化していないか確認する	
	コンセントの周囲にホコリをためないようにする	
⑥消火設備	消火器は落下、転倒しない場所に置く	
	職員に消火器の設置場所と使用方法をくりかえし指導する	
	消火器の使用期限が切れていないか確認する (使用期限：年 月 日) (点検日：年 月 日)	

令和 7 年度確認事項

- ・災害時は、児童の安全確保、避難誘導、保護者連絡、関係機関連絡、職員の安否確認、備蓄品確認を行う。
- ・避難訓練及び災害対応訓練を定期的実施し、実施結果、課題、改善事項を記録する。
- ・災害リスク、避難場所、避難経路、連絡体制、備蓄内容に変更がある場合は、マニュアルを見直す。

改訂履歴

改訂日	改訂内容	理由	確認者
令和 7 年 3 月 31 日	関係省庁・自治体資料に基づき、研修・訓練・記録・見直し等の運用項目を確認	関係省庁・自治体資料の確認及び令和 7 年度 HP 公開用整備のため	管理者